

ただいま上程されました議案等の御説明を申し上げます前に、一言御報告を申し上げます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症につきまして、本県の新規感染者数は、8月上旬以降、全国と同様に減少傾向にありましたが、今月に入り、短期間で大幅に感染者数が増加しており、県内6例目の集団感染が確認されました。

県といたしましては、集団感染の更なる拡大を防ぐため、機動調査チームを、地域を所管する健康福祉センターへ派遣し、積極的に疫学調査を行うとともに、濃厚接触者に限らず、接触者に対して幅広く検査を実施しているところであります。

感染状況の警戒レベルにつきましては、各指標の推移や近隣都県の感染状況等を踏まえながら、総合的に判断し、「感染拡大注意」を維持しておりますが、引き続き、県民の皆様と危機感を共有しながら、感染拡大防止にしっかりと取り組んで参ります。

また、これまで以上に迅速かつきめ細かに情報を提供していくため、先月20日から、LINE公式アカウント「栃木県－新型コロナ対策パーソナルサポート」の運用を開始いたしました。今月4日からは、感染者と接触した可能性があることなどをお知らせする「とちまる安心通知」の機能を追加するとともに、通知のあった利用者が検査を受けられる体制を整えたところであります。

さらに、先月21日には、全市町と共同で、感染された方やその家族などに対する差別、誹謗中傷等を許さない姿勢などを示す「新型コロナとの闘いを乗り越えるオールとちぎ宣言」を行いました。県民の皆様

様とともに、互いの立場を思いやる心と優しさを忘れずに、この危機を乗り越えて参りたいと考えておりますので、御理解と御協力をお願い申し上げます。

今後とも、医療提供体制や検査体制の強化など、県民の命と健康を守る各種対策を、スピード感を持って進めるとともに、県民生活や地域経済への影響の最小化を図るべく、国や市町、関係機関等と緊密に連携し、必要な対策に万全を期して参ります。

次に、令和2年7月豪雨、そして今月6日から7日にかけての台風10号による暴風や大雨により、九州地方を中心に河川の氾濫や土砂災害等が発生し、多数の尊い人命が失われるなど、甚大な被害が生じました。本県におきましても、7月から今月にかけて発生した大雨や突風により、1名の方が犠牲となられたほか、住宅等に大きな被害が発生しました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りいたしますとともに、被害に遭われた方々に心からお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧と被災された方々の生活の再建を願ってやみません。

県といたしましては、今後の台風等に備えつつ、令和元年東日本台風による被害からの復旧・復興も含め、引き続き防災・減災対策に万全を期して参ります。

次に、いちごの新品種「栃木i37号」の名称についてであります。

昨年10月から本年3月まで実施いたしました名称投票キャンペーンにおきまして、6つの候補の中から最も多くの投票を得ました「とちあいか」に決定いたしました。「とちあいか」には、全国の皆様に愛されるとちぎの果実になってもらいたいという願いが込められており、

より多くの消費者にお届けできるよう生産拡大を図るとともに、県内外に向けた戦略的なPRに取り組むなど、「いちご王国・栃木」の更なる発展を目指して参ります。

私は、これまで、県民一人ひとりが未来に希望を抱き、ふるさとに誇りを持てるよう県政運営に全力で取り組んで参りました。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大による社会経済の混乱、人口減少・少子高齢化の進行、大規模自然災害の頻発化等、国・地方を取り巻く環境がより一層厳しさを増す中、感染症を克服し、「人も地域も真に輝く 魅力あふれる元気な“とちぎ”」の実現に向け、力の限りを尽くして参りたいと考えております。

改めまして、県民の皆様並びに県議会議員各位の御理解と御支援を心からお願い申し上げます。

次に、議案等の概要について御説明申し上げます。

今回提出いたしました議案は、予算4件、条例7件、その他の議案18件の計29件であります。このほか認定6件、報告3件であります。

まず、第1号議案の一般会計補正予算について申し上げます。

本県財政は、新型コロナウイルス感染症の影響等により、県税収入が大幅な減収となることが見込まれるなど、厳しい状況にありますが、感染拡大防止と社会経済活動の両立を図るため、必要な対策に積極的に取り組む必要があると考えております。

このため、今回の補正予算は、医療提供体制等の強化や社会経済活動の維持・活性化に向けた取組など、新型コロナウイルス感染症への対応を中心に、県民生活に関わる緊要な課題等に適切に対処すること

として編成したところであります。

この結果、歳入歳出補正予算の総額は、814億6,081万円となり、既計上予算と合わせた予算総額は、1兆614億5,679万円となります。財源につきましては、大幅な減収の見込まれる法人関係税、地方消費税等の県税及び地方消費税清算金を減額し、これらの減収の補てん等のために地方債を充てるとともに、国庫支出金、諸収入、繰入金等を追加計上するほか、併せて一部事業の見直し等を実施することにより確保することといたしました。

次に、主な事業について申し上げます。

まず、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。

医療提供体制の強化を図るため、専門医による遠隔医療支援体制の整備など、受入医療機関の連携強化に取り組むとともに、引き続き、感染症対策のための医療機関の体制等整備を進めていくほか、医療従事者応援金や医療機関協力金による支援を切れ目なく実施して参ります。

また、今後の季節性インフルエンザの流行期を見据え、新型コロナウイルス感染症とインフルエンザの検査を同時に受けられる医療体制を整備するとともに、社会福祉施設等において、感染防止対策の徹底等に向けた感染管理認定看護師の派遣を行うほか、障害福祉施設等におけるロボット等の導入に対する助成を行うことといたしました。

さらに、生活支援や事業者への資金繰り支援の充実を図るとともに、中小企業等が行う、サプライチェーンの再構築や環境変化に対応するための機械装置の導入等を支援するほか、地域公共交通事業者の事業

継続を支援することといたしました。

加えて、新型コロナウイルス感染症を契機とした地方移住への意識の変化等を踏まえ、東京圏在住のテレワーカーを主な対象にした本県の魅力発信や、市町によるお試しサテライトオフィスの設置支援等により、本県への移住促進を図るとともに、県外から本県にオフィスを移転する企業を支援するほか、本県の豊かな自然や東京圏への近接性等を生かし、ワーケーションを推進して参ります。

また、無観客ステージによる舞台芸術の発表や動画配信等により、文化活動の振興を図るほか、交通系ＩＣカード導入に伴うバスの乗車位置変更に対応できるよう、バス停改良を行うなど、新しい生活様式への対応を図って参ります。

さらに、農業生産を支える人材を育成するため、農業高校において、効率的な研修用機械や先進的な農業用ドローン等を導入することといたしました。

次に、安全で安心な暮らしの実現についてであります。

令和元年東日本台風により甚大な被害を受けた中小企業に対し、再建に向けた支援に引き続き取り組むとともに、被災した林地や治山施設の早期復旧を図るほか、緊急防災・減災対策事業費を追加計上し、河川の堆積土除去に取り組むことといたしました。

また、農業用水の安定供給や災害の未然防止等を図るため、農業水利施設の改修など、長寿命化や機能強化に向けた対策を推進して参ります。

第２号議案の国民健康保険特別会計補正予算は、国保ヘルスアップ

支援事業に要する経費について補正するものであります。

第3号議案の中小企業高度化等資金貸付事業特別会計補正予算は、フードバレーとちぎ農商工ファンド事業について、地方債の償還年限を延長するものであります。

第4号議案の流域下水道事業会計補正予算は、大岩藤浄化センターの監視制御設備更新を実施するための債務負担行為を追加するものであります。

第5号議案は、漁業法等の一部改正に伴い、栃木県手数料条例の一部を改正するものであります。

第6号議案は、法人県民税に係る法人税割の税率の特例措置について、適用期間を5年間延長すること等のため、栃木県県税条例の一部を改正するものであります。

第7号議案は、地方卸売市場に係る県の上乗せ排水基準を中央卸売市場等を含めた卸売市場に係る県の上乗せ排水基準とするため、水質汚濁防止法に基づく排水基準を定める条例の一部を改正するものであります。

第8号議案は、保育所の計画的な整備等を促進し、安心して子育てができる環境の整備を図る事業について、引き続き令和5年度まで実施するため、栃木県安心こども基金条例の一部を改正するものであります。

第9号議案は、栃木県総合運動公園の駐車場の使用料を定めるため、栃木県都市公園条例の一部を改正するものであります。

第10号議案は、栃木県高等学校等修学資金の返還に係る延滞金の利

率を6月^{つき}について2.5%から1.5%に引き下げるため、栃木県高等学校等修学資金貸与条例の一部を改正するものであります。

第11号議案は、栃木県総合運動公園北・中央エリアに多目的広場（投てき場）を設置することに伴い、新たにその使用料を定めること等のため、栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正するものであります。

第12号議案は、栃木県教育委員会委員金子達也氏及び吉澤慎太郎氏の任期が来る9月30日に満了いたしますので、金子達也氏を再任し、吉澤慎太郎氏の後任として板橋信行氏を任命することについて、それぞれ議会の同意を求めるものであります。

第13号議案は、栃木県公安委員会委員古澤利通氏の任期が来る9月30日に満了いたしますので、同氏を再任することについて、議会の同意を求めるものであります。

第14号議案は、栃木県公害審査会委員稲野秀孝氏が6月20日に退職いたしましたので、その後任として小沼一郎氏を任命することについて、議会の同意を求めるものであります。

第15号議案から第20号議案までの6件は、県有財産の取得について、それぞれ議決を求めるものであります。

第21号議案は工事請負契約の締結について、第22号議案は特定事業契約の変更について、第23号議案及び第24号議案は工事請負契約の変更について、それぞれ議決を求めるものであります。

第25号議案は、栃木県道路公社の定款の変更について、議決を求めるものであります。

第26号議案から第29号議案までの4件は、電気事業会計、水道事業会計、工業用水道事業会計及び用地造成事業会計の未処分利益剰余金の処分について、それぞれ議決を求めるものであります。

認定第1号から認定第6号までの6件は、企業会計の決算について、それぞれ認定を求めるものであります。

報告第1号及び報告第2号は、電気事業会計及び水道事業会計の継続費に係る精算報告書の報告であります。

報告第3号は、地方自治法第180条の規定による専決処分事項の報告であります。

以上が、今回提出いたしました議案等の概要であります。

何とぞ、慎重御審議の上、議決されますようお願い申し上げます。